

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によつて、次の肥料の登録は失効した。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

| | |
|-------------|---|
| 登録番号 | 広島県第一二〇九号 |
| 肥料の種類 | 菌体肥料 |
| 肥料の名称 | 微生物研究所の菌体肥料 |
| 保証成分量（%） | 窒素全量二・一 りん酸全量一・六 |
| その他の規格 | 使用される原料、含有を許される有害成分の最大量、及びその他の制限事項は公定規格のとおり |
| 生産業者の氏名又は住所 | 前田章宏 広島県三原市本郷町南方一八一七番地 |
| 失効年月日 | 令和七年七月八日 |